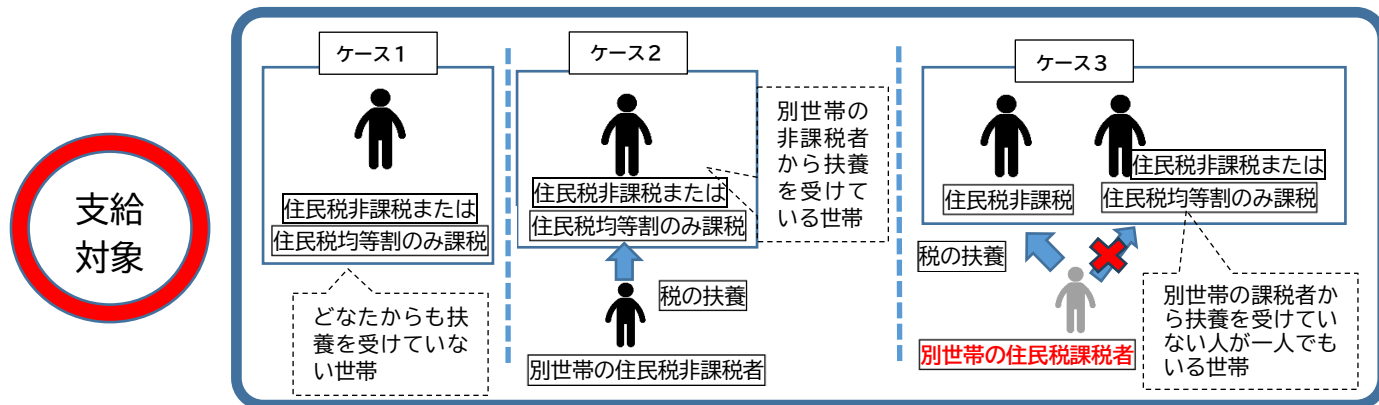


米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援 給付金支給対象世帯について

⚠ 確認書が届いても、別紙「米沢市新たに住民税非課税等となる世帯への物価高騰緊急支援給付金支給事業の御案内」に記載した支給要件を一つでも満たさない場合、給付金は支給できません。(確認書の返送は不要です。)

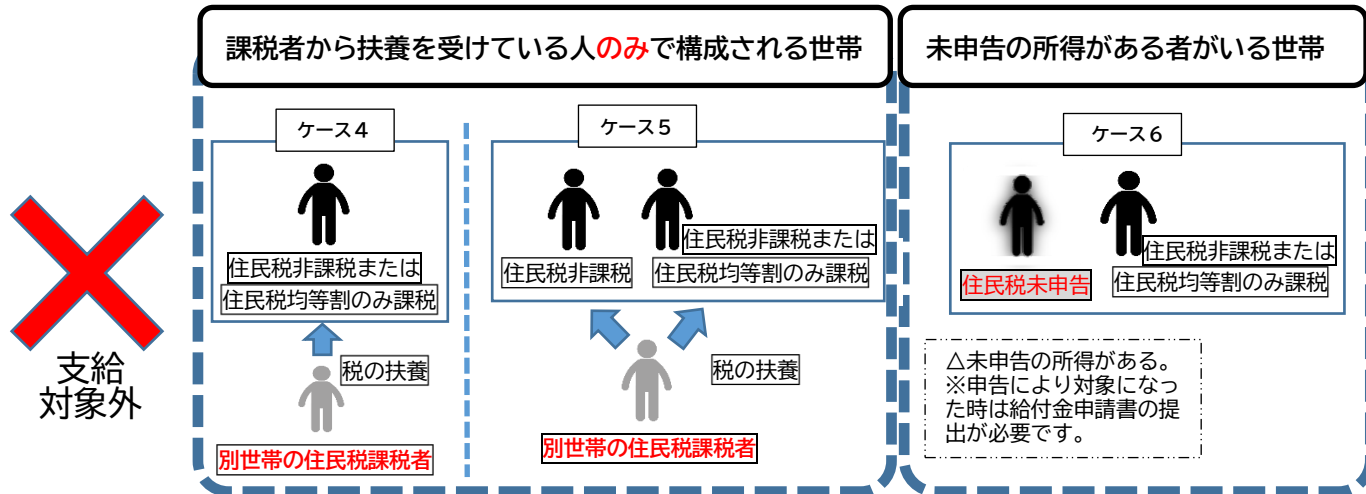
特に、学生、就職1年目の人、子どもに扶養されている高齢者世帯、扶養者が単身赴任中の世帯はご注意ください。

【支給対象の世帯例】



【支給対象外の世帯例】

確認書が送付されても対象にならない世帯があります。



※扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、ご家族に確認してください。

課税者から扶養を受けている人のみで構成される世帯として、下記の世帯などが該当します。

学生

別居している親（課税者）に扶養されている一人暮らしの学生の世帯

就職1年目の人

令和5年中は学生のため、親（課税者）に扶養されていた一人暮らしの就職1年目の人の世帯
※現在扶養を受けていなくても、令和6年度住民税上（令和5年中の収入に基づくもの）、扶養を受けている可能性があります。

子どもに扶養されている高齢者世帯

別世帯の子ども（課税者）に扶養されている高齢者の世帯

扶養者が単身赴任中の世帯

別住所にて単身赴任している夫（課税者）に扶養されている妻と子のみの世帯